

第2章 『次の内閣』の活動

11 農林水産

農林水産部門では、農協改革をはじめとする農政の主要課題への対応や農林水産省提出の法案への対応について議論を行った。

SBS米価格偽装問題への対応

政府が国家貿易で輸入している売買同時入札(SBS)米について、実態より高値に見せかけるために業者間で不透明な取引があり、農林水産省もその情報を把握していながら放置していたことが発覚した。農林水産省は問題の解明には後ろ向きで、不十分な内部調査報告を2016年10月に発表するに留まった。しかし、民進党の追及により、TPP協定に関する影響試算において、新たなSBS米の輸入枠を設定しても国内農業への影響はないとする政府の説明は、根拠がないことが明白となった。

農協改革～JA自身による自己改革を後押し

JA(農業協同組合)グループは、生産者の手取りの確保と、資材価格の引き下げ等に取り組むため、2016年9月に自己改革案を発表した。その一方で、政府の規制改革推進会議に設置された農業ワーキング・グループ(農業WG)は、11月11日に農協改革案を取りまとめたが、その内容は国による「第二全農」の設立について言及するなど、極めて急進的かつ実態を無視したものであった。民進党の農林水産部門は、JAグループおよび政府からヒアリングを行い、農協改革は組合員自身による自己改革をベースに進めるべきと農業WGの改革案を批判した。

その後、11月28日に規制改革推進会議で最終決定された「農協改革に関する意見」では、農業

WGが提案した急進的な項目は弱められたが、その内容は相変わらず国際的な価値基準である協同組合原則を軽視し、民間組織であるJAの経営に対する過剰な介入ともいえるものであった。民進党は今後も、JAグループの自己改革を後押ししていく。

鳥インフルエンザへの対応

2016年11月28日に青森県において、高病原性鳥インフルエンザの患畜が発見されたのをはじめ、2016～2017年シーズンを通して、家きんの感染が9道県12事例で確認され、被害は大きな広がりを見せた。民進党は鳥インフルエンザ対策本部を設置して、政府からヒアリングを行うなど、被害状況の把握に努めた。

牛・豚マルキン法案を議員立法として提出

現在、農水省の予算措置として行われている牛マルキン・豚マルキン事業について、政府はTPP協定発効日から両事業を法定化することを含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」(TPP整備法案)を、2016年の192回臨時国会で成立させた。一方で、米国のトランプ大統領の誕生により、TPP協定発効は絶望的な状況となった(詳細p.40)ものの、政府はTPP協定の発効日から両事業を法定実施するのが適当とした。

畜産経営は、離農や担い手高齢化、飼料の価格高騰など厳しさを増しており、牛・豚マルキン事業の法定化と拡充は、喫緊の課題であるため、民進党は共産党、自由党、社民党と共同で、牛・豚マルキンの速やかな法定実施を内容とする議

員立法「畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」を193回通常国会に提出した。

また政府は、砂糖の価格調整に関する制度を拡充する改正をTPP法案で行ったが、牛・豚・マルキンと同様に、その実施はTPP協定の発効日からとされていたため、民進党はTPP協定の発効を待たずに実施する議員立法「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律等の一部を改正する法律案」を193回通常国会に提出した。両案ともに衆議院で継続審議となった。

「農業競争力強化プログラム」関連法案

安倍政権は、農業の成長産業化を加速させるとして、内閣府の下で農業政策を検討することとし、2016年11月に規制改革推進会議が、「農協改革に関する意見」および「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」を決定した。あわせて政府の農林水産業・地域の活力創造本部は、与党の「農業競争力強化プログラム」をそのまま別紙として添付して、11月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂した。これらはいずれも、農業を他の産業と同一化し、急進的な成長産業化を目指すもので、一歩間違えれば、国内農業を衰退させかねない内容であった。

193回通常国会において農水省は、「農業競争力強化プログラム」等に基づく法案を、次々と国会に提出した。そのうち「農業競争力強化支援法案」は、農業資材の供給や農産物流通の合理化を目的に、国が半ば強引に資材・流通事業者の再編計画を認定し、支援を講ずるものであった。民進党は、農業の構造改革推進のためには事業に

公平かつ健全な競争原理を働かせることが重要であり、国はその環境整備を行うことに留めるべきであって、国が業界再編を主導することは市場原理を歪めかねないとの立場から同法案に反対したが、賛成多数で成立した。

また、稲・麦・大豆の種子を対象に、都道府県による奨励品種の指定や審査制度を規定する法律を廃止する「主要農作物種子法を廃止する法律案」が、政府から提出された。民進党は、奨励品種制度の存在が民間の品種開発意欲を阻害しているとの政府の説明は合理的根拠がなく、主要農産物種子の品種改良や開発等の研究・開発体制の確保は、引き続き重要課題であることから同法案に反対したが、賛成多数で成立した。

また、加工原料乳に関する生産者補給金の交付対象に農協等の指定生乳生産者団体に委託を行っていない生産者を加え、これまで指定団体が行ってきた生乳の需給調整を、国が一手に行うことを内容とする「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案」は、国のノウハウ不足が無用な混乱が招きかねない事から、民進党は同法案に反対したが、賛成多数で成立した。

「捕鯨法」が議員立法として成立

わが国は、鯨類の適切な資源管理を実現するため、科学的知見を集める鯨類捕獲調査を実施してきたが、これを法定化する議員立法「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」が、民進党の主導により193回通常国会において、賛成多数で成立した。